

質 問 回 答 書

2015年11月4日

「(案件名)バングラデシュ国中核都市機能強化プロジェクト」

(公示日:2015年10月21日/公示番号:150904)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--|---|--|
| 1 | 業務指示書 12 頁以降の成果1の活動(案)と 17-18 頁の「業務の内容」の関係について | P.17-18 の「6.業務の内容」(3)(第1年次の活動案) 4 行目から「以下の事項について、関係機関(LGD 及び関連省庁)の役割を明らかにし、関係機関との調整方法や、承認プロセスを協議し、LGD の業務手続きガイドライン案を策定する。」とありますが、12 ページの「(5)活動(案)」の内容から、「業務手続きガイドライン」を明らかにするのみならず、実際に条例、要綱、規則の作成、組織体制の見直し、職員の職務、能力強化計画の作成を支援し、それをまとめて「行政制度整備計画」とする理解で間違いはないでしょうか。 | ご理解の通り行政制度整備計画の準備まで含むものです。 |
| 2 | 業務指示書 12 頁、(3)プロジェクト目標 | プロジェクト目標は「対象中核都市において行政改革計画の実施体制が整備される」とありますが、他の記述、特に成果及び活動では「行政改革計画」ではなく、「行政制度整備計画」となっており、「行政制度整備計画」であると理解するが、間違いはないでしょうか。 | 成果及び活動において「行政制度整備計画」を作成し、PDCAサイクルを確立することで、より上位に位置する行政改革計画を整備するのがプロジェクト目標となります。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | 業務指示書 13 頁の(6)安全対策とそれに伴う業務の実施方針について | 対象地域として 4CC が予定されていますが、特に地方都市については、昨今の治安事件に伴い、貴機構においてもそれぞれ安全対策に係る方針をお持ちであると理解します。それを踏まえた上で、技術提案書において具体的な業務の実施方針等を検討するにあたり、業務内容、業務期間、業務の実施順序、業務の実施方法、安全対策費用等について、予め考慮・留意すべき内容や制約(有無も含め)等について、貴機構のお考えやご助言をご教示いただけるでしょうか。 | 治安状況を鑑みた安全対策措置につきまして、その時点における JICA 事務所の指示に従って頂きますが、現時点では、適切な安全対策が確保されているという条件下において、地方出張も含み、業務に支障はありません。ただし、急激な治安の悪化等に伴い、業務内容に変更が必要な場合は、協議の上、契約変更等も含めた対応を取る可能性はあります。 |
| 4 | 業務指示書 17 頁の成果 1 に係る業務「法令集のとりまとめ」及び「条例、要綱、規程の策定支援」について | 策定済みの既存の条例、要綱、規則とありますが、実際には、これら三つの形態以外の法令が出されている可能性があります。そのため、条例、要綱、規則以外の法令も含めると理解して間違いはないでしょうか。 かつて「バ」国にて農村部自治体(ユニオン)に係る規則・要綱等のレビューが行われた際、大量の文書が収集され、不明瞭な点や矛盾する点が多数あり、整理・合理化作業が必要になったとのことですが、弊社がダッカで聴取している情報によると中核都市に係る条例・規則・要綱についても似たような作業になる可能性があります。第 1 年次中の業務とし | ご理解の通り、3 つの形態も含むものです。 法令集の取り纏め及び既存法令の改定や新規策定は、状況や必要性に応じ、並行して実施できる作業だと考えておりますので、この点を加味したご提案をお願い致します。 |

| | | | |
|---|--------------------------|--|--|
| | | <p>て、「既存の規則・要綱・条例を収集し、整理・分析を行って、明確化・合理化等のための改正や新規策定の必要性についてとりまとめる(報告書作成)」ところまでがおそらく現実的であり、その結果に基づいて改正や新規策定を支援するのは、C/P との協議に必要な時間も含めると、第2年次になる可能性があります。また、既存の規則・要綱・条例に課題・問題がある場合は、法令集製本と中核都市への配布は、整理・合理化等を終えた後が望ましいと思われませんが、そのような解釈、提案を行っても構わないものでしょうか。(勿論、業務開始後、作業が比較的簡単・順調に進むことが分ければ、第1年次中に全て或いは殆どの業務を終える所存です。)</p> | |
| 5 | 業務指示書 18 頁の(5) 成果4にかかる業務 | <p>1年次(2015年12月~2017年6月の19ヶ月)の業務として、「中核都市に導入される財務会計システムを活用し、歳入と経常支出の差異について要因分析を行う」とあります。これは、1年次において財務会計システムが導入されていることを前提とした業務手続きと推測しますが、導入のタイミングをご教示下さい。</p> | <p>左記「中核都市に導入される財務会計システム」は、ADB が実施中の公衆衛生環境セクター開発事業により導入される予定です。2015年12月中に調達手続きが完了する予定です。</p> |

| | | | |
|---|----------------------------|---|---|
| 6 | 業務指示書 18 頁、(5) 成果 4 にかかる業務 | 中核都市の財政面での自立性強化を図るためには、現行の会計制度を見直し、これを法律に反映させることも検討する必要があると考えています。一方、財務会計システムについては、ADB の公衆衛生環境セクター開発事業で仕様が決まっているものを第一年次契約期間に導入することになると推測します。中核都市の会計制度については、現行制度もしくはすでに決定済みの新制度を所与として考えるべきでしょうか？ | 現行制度や採択済みの新制度を基本としますが、実際の運用に際し、実施機関や他関係者等との協議・合意を経て、一部修正や変更等の措置が取られる可能性はあります。 |
| 7 | 業務指示書 19 頁の(1)の | 成果 2 に係る業務ですが、 と の内容はほぼ同じであり、違いは「マニュアルの改訂」か「マニュアルの最終化」と理解しました。違いは、最終化のプロセスにおいては、各関係者への説明と承認を必要とするというイメージで宜しいでしょうか。 | ご理解の通り、関係者への説明と承認を含むか否かの違いです。 |

以上